

最近の近隣諸国に対する査証手続緩和例

平成 15 年 8 月 25 日

外務省

1. 韓国

平成 14 年 1 月より、有効期間 5 年、滞在期間 90 日の数次査証を発給。

W杯サッカー大会期間中を含む一定期間中(平成 14 年 5 月 15 日～6 月 30 日)に訪日する韓国人に対して査証免除措置を実施。

2. 台湾

平成 11 年 8 月より、有効期間 5 年、滞在期間 90 日の数次査証を発給。

3. 香港

平成 13 年 4 月より、香港特別行政府旅券所持者に有効期間 3 年、滞在期間 90 日の数次査証を発給。

4. 中国

平成 12 年 9 月より、北京市、上海市、広東省在住者につき、団体観光を認め、査証手続を大幅に緩和。これまでに約 6 万 5 千人がこの制度により訪日。

(了)